

令和4年7月29日

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
白老弾薬支処会計科長 毛利 宣行

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

| 件名     | 規格      | 単位 | 数量 |
|--------|---------|----|----|
| 鉄屑ほか7件 | 仕様書のとおり |    |    |

(2) 搬出場所 陸上自衛隊 白老駐屯地

(3) 搬出期限 代金納付後5日以内(令和4年9月30日(金)までに搬出)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「A」、「B」又は「C」の格付の資格を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者

(4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 契約条項を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処白老弾薬支処に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 入札説明会等

(1) 入札説明会は実施しない。

(2) 現場確認を希望する者は陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処補給科及び総務科管理班と調整されたい。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 日時 令和4年8月18日(木) 11時20分～

(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会議室

6 落札決定方法

総額により決定する。ただし、同額の場合は抽選とする。

7 保証金等に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 8 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い入札書
- (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 9 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

## 10 その他

### (1) 入札書の記載要領等

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額込みの金額を入札書に記載してください。

### (2) 期日前入札（不在入札）

以下の要領によることで、第5項に示す日時・場所に不在であっても入札に参加することができる。この場合、到着を確認した時点で応札したものとみなす。

#### ア 入札書の作成要領

入札書は、「鉄屑ほか7件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。

#### イ 入札要領

##### (ア) 郵送又は託送の場合

a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を送付用の封筒等に入れ、郵送又は託送する。この際、配達の確認ができるようにする。

##### b 送付先

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科

##### c 入札期限

令和4年8月17日（水）17時00分（必着）

##### d 到着の確認

発送した後、会計科担当者に期日前入札（不在入札）による応札である旨を、下記(6)の問い合わせ先に必ず電話連絡すること。

##### (イ) 持込の場合

a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科に持込する。

##### b 入札期限

令和4年8月18日（木）10時00分（必着）

### (4) 再度入札

ア 期日前入札（不在入札）者がいない場合、直ちに実施する。

イ 期日前入札（不在入札）者がいる場合

#### (ア) 再度入札の実施日時

令和4年8月22日（月）11時20分

- (イ) 不在入札による場合の入札期限
  - a 郵送又は託送  
令和4年8月19日(金) 17時00分(必着)
  - b 持込の場合  
令和4年8月22日(月) 10時00分(必着)
- (ウ) その他の要領  
初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当支処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあったものは、当該「写」を入札開始前までに提出する。また、郵便入札の場合も同様とする。
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始前までに提出すること。
- (6) 入札に関する問い合わせ先
  - ア 内訳書の内容に関する事項  
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処  
電話 0144-82-2107  
補給科担当：谷口 内線249
  - イ 入札及び契約等に関する事項  
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科(担当：給前)  
電話 0144-82-2107 (内線284)
- (7) 公告掲示場所
  - ア 掲示板
    - (ア) 白老駐屯地
    - (イ) 札幌駐屯地
    - (ウ) 真駒内駐屯地
    - (エ) 東千歳駐屯地
    - (オ) 島松駐屯地
    - (カ) 札幌・苫小牧・白老・登別・室蘭各商工会議所
  - イ 北海道補給処ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (8) 公告掲示期間  
令和4年7月29日～令和4年8月18日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

調達要求番号：白老-答-又

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 |  |            |               |
|-----------------|--|------------|---------------|
| 物品番号            |  | 仕 様 書 番 号  |               |
| 鉄屑他の売払い         |  | SR-Z000001 |               |
|                 |  | 作 成        | 平成26年 11月 12日 |
|                 |  | 変 更        | 平成 年 月 日      |
|                 |  | 作成部隊等名     | 白老弾薬支処        |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、白老弾薬支処において実施する鉄屑他の売払いについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 種類

種類は表1による。

表1-種類

| 屑の種類    | 規 格   |
|---------|-------|
| 鉄屑      | 特級    |
| 〃       | 1級    |
| 〃       | 級外    |
| ステンレス   | ステンレス |
| 真鍮屑・黄銅屑 | 雑（並）  |

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 売払いに関する要求

### 2.1 一般的要求事項

要求事項は、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 処置基準

処置基準は、関係法令または調達要領指定書に指定している場合それらを遵守し、適正に処置し責任を負うものとする。

### 3 その他の指示

#### 3.1 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。

#### 3.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。

|   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| 調達要領指定書   | 発簡番号       |                   |
|   | 調達要求番号     | 白老-管-2            |
|   | 調達要求年月日    | 令和4年7月21日         |
|   | 作成部隊名      | 陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 |
|   | 作成年月日      | 令和4年7月21日         |
|   |            |                   |
| 品名  | 鉄屑の売払い     |                   |
| 仕様書番号   | SR-Z000001 |                   |
| <p>1 適用範囲<br/>本仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処の保有する鉄屑他の売払いについて適用する。</p> <p>2 ゴム屑の処置要領<br/>(1) 契約業者は、鉄屑他の処置に関し法令を遵守しなければならない。<br/>(2) 官側は、鉄屑他の処置要領について、現場説明時に周知徹底する。</p> <p>3 保全管理<br/>契約業者は、処置等が終わるまで厳重な鉄屑の保管管理を実施しなければならない。</p> <p>4 輸送<br/>鉄屑他を受領した契約業者は、輸送にあたり脱落及び紛失・盗難防止の処置を行うものとする。</p> |            |                   |

要求番号：補-2

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 |            |             |
|-----------------|------------|-------------|
| 物 品 番 号         |            | 仕 様 書 番 号   |
| 鉄屑他売払           | SR-Z000010 |             |
|                 | 作 成        | 平成26年11月28日 |
|                 | 変 更        | 年 月 日       |
|                 | 作成部隊等名     | 白老弾薬支処      |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、白老弾薬支処において実施する鉄屑の売払いについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 種類

種類は表1による。

表1－種類

| 品 名    | 規 格      |
|--------|----------|
| 鉄 屑    | 鉄 特 級    |
|        | 鉄 1 級    |
|        | 鉄 2 級    |
|        | 鉄 級 外    |
|        | 火 管 等    |
| 真 鍮 屑  | 真 鍮 1 号  |
|        | 真 鍮 2 号  |
|        | 雑 ( 並 )  |
|        | 火 管 等    |
| アルミ屑   | アルミ製品    |
|        | 込みガラ     |
| 銅 屑    | 銅くず、被覆あり |
|        | 銅くず、被覆なし |
| ステンレス屑 | ステンレス屑   |

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。



## 1.5 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 管理要領に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

- a) 当該、鉄屑類についての一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する。
- b) 処置前（原型のままの状態）は、他への持ち出し、又は他への業者への売却をしてはならない。

### 2.2 売払の区分

売払の区分は、“運搬及び解体（解体・切断・破砕・圧縮・溶解等）”とする。

### 2.3 処置基準

処置基準は、関係法令または調達要領指定書に指定している場合それらを遵守し、適正に処置する責任を負うものとする。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領によるほか、契約相手方は本役務終了後速やかに受領書等を処置し役務完了の確認を受けるものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 輸 送

輸送にあたり脱落及び紛失・盗難防止の処置を行うものとする。

### 4.2 使用機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

### 4.3 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。

### 4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。

|  |               |                   |
|--|---------------|-------------------|
| 調 達 要 領 指 定 書  | 発 簡 番 号       | 補 調 要 - 2         |
|  | 調 達 要 求 番 号   | 補 - 2             |
|  | 調 達 要 求 年 月 日 | 令 和 4 年 7 月 2 6 日 |
|  | 作 成 部 課       | 白 老 弾 薬 支 処 補 給 科 |
|  | 作 成 年 月 日     | 令 和 4 年 7 月 2 6 日 |
|  | 作 成 者 名       | 2 等 陸 曹 谷 口 仁 志   |
| 品 名  | 鉄屑他売払         |                   |
| 仕 様 書 番 号  | SR-Z000010    |                   |
| 指定事項   |               |                   |
| 1 処置要領   |               |                   |
| (1) 契約業者は、打がら薬きょう類が原型をとどめないように、また標示抹消或いは標示が判読できないように、解体・切断・破砕・圧縮・溶解等（以下、解体等という）の処置を実施するものとする。                        |               |                   |
| (2) 官側は、打がら薬きょう類の処置要領について、現場説明時に周知徹底させる。   |               |                   |
| 2 管理要領   |               |                   |
| (1) 打がら薬きょう類の場合、官側は契約業者が行う解体等の実施状況に随時立会うものとし、不具合がある場合は契約業者に対し是正処置を要求する事ができるものとする。                                    |               |                   |
| (2) 前項において、官側の立会いが困難な場合は、解体等の実施状況が確認できる写真を官側に提出（サービス版以上の写真及びネガ、又は 1600×1200 ピクセル以上の高解像度の画像を A4 サイズ用紙に印刷したもの）するものとする。 |               |                   |
| 3 保全管理   |               |                   |
| (1) 契約業者は、解体等の処置が終わるまで厳重な打がら薬きょう類の保管管理を実施しなければならない。  |               |                   |
| (2) 契約業者は、契約状況（特に表示内容・重量等）を撮影した写真データ等を第三者に開示してはならない。   |               |                   |
| 4 種類及び数量等  |               |                   |
| 別紙「売払明細書」による。  |               |                   |

# 売 払 明 細 書

| 番号  | 品 名    | 規 格   | 単 位 | 重 量       | 売 却 時 期 | 備 考                       |
|-----|--------|-------|-----|-----------|---------|---------------------------|
| 1   | 鉄 屑    | 鉄 特 級 | Kg  | 800.00    | 9月30日   | 管理800kg                   |
| 2   | 〃      | 鉄 1 級 | Kg  | 35,639.70 | 〃       | 管理140kg<br>補給科35,499.7kg  |
| 3   | 〃      | 鉄 2 級 | Kg  | 25,763.70 | 〃       | 補給科25,763.7kg             |
| 4   | 〃      | 鉄 級 外 | Kg  | 9,474.50  | 〃       | 管理1,900kg<br>補給科7,574.5kg |
| 5   | 真 鍮 屑  | 雑(並)  | Kg  | 515.50    | 〃       | 管理2kg<br>補給科513.5kg       |
| 6   | 〃      | 火 管 等 | Kg  | 1,667.10  | 〃       | 補給科1,667.1kg              |
| 7   | アルミ屑   | アルミ製品 | Kg  | 884.10    | 〃       | 補給科884.1kg                |
| 8   | ステンレス屑 | ステンレス | Kg  | 696.00    | 〃       | 補給科696kg                  |
| 合 計 |        |       |     | 75,440.6  |         |                           |